

婚姻をめぐる女性の分断

——カントとフィヒテにおける内縁と売春——

岡崎 佑香

はじめに

十八世紀中期以降、解剖学や人間学の枠組みのなかで、ジェンダーの探究が進められた。この時期にはじめて骨格図が男女別に描かれるようになり、女性の骨格がいわば「発見」されたのである。あるいは、晩年のカントが『実用的な見地における人間学』（一七九八年）のなかで「人間学において、女性の特質は男性のそれよりも哲学的研究の対象である」（AA 7: 303）と述べているように、女性とは何なのかを把握あるいは規定する哲学的な試みが進められた。シービンガーによれば、女性をめぐる科学的探究を推し進めた原動力は、政治的なものであった¹。フィヒテが一七九五四年四月二七日に出版業者のコッタに宛てた手紙のなかで「女性たちが、自らの政治的な立ち位置に対して抱いている不満は、我々の時代の特徴です。この傾向はすでに作家たちによって利用されました。ある者はそれを支持し（たとえば、「女性の市民的向上について」）、別の者はそれを憂い、非難し、皮肉りました」（Fichte, 1970: 294ff.）と述べたように、女性の置かれた従属的な位置を批判、あるいは正当化する論争が繰り広げられていたのである。

カントおよびフィヒテが、一七九七年と一七九六年にそれぞれ出版された『人倫の形而上学』と『自然法の基礎』のなかで、婚姻という同じテーマに取り組み、上記の論争に積極的に参入したことは注目に値する。というのも、カントとフィヒテほど同時代やそれ以降の婚姻概念に影響を与えた思想家はいないからだ。婚姻を、「法則に基づいた […] 自然的な性的共同体」として、すなわち「性を異にする二つの人格が自分たちの諸々の性的特質の生涯にわたる相互的占有のためにする結合 *Verbindung*」（AA 06: 277/122-123）と規定したカントの婚姻論は、同時代や後の世代の思想家たちの反論を呼んだ。例えば、一七九七年二月一八日に発行された『ゲッティンゲン学術報知』のなかで、ブーターヴェークがカントの婚姻論を「法理学の天空における流星」にすぎないと評し、それに対してカントが「弁明」を加えたことはよく知られている（AA 06: 358-359/240）。また、およそ二〇年後の一八一七／一八年冬学期に、ヘーゲルがハイデルベルク大学での自然法と国家学講義において、「カントは、恥ずべきでぞっとするような仕方で婚姻を描き出している」（GW 26-1, 87/112）と酷評したことも、周知の通りである。さらに二〇世紀になっても同様の傾向が続いた。カントの婚姻論に対して、「粗野、無味乾燥、無器用、味気ない」²といった否定的な評価が与えられ、

¹ Schiebinger, 1989: 214ff./265ff.

² Emge, 1924: 243.

「愛や共感といった感情のための余地がない」³点で難色が示されたのである。このように否定的評価を得ることの多かったカントに対して、フィヒテは十九世紀の法曹および立法関係者から絶大な人気を博していた⁴。二〇世紀後半になっても、婚姻に愛の概念を導入したことで「道徳的人格にとっての婚姻の重要性を初めて強調した」⁵としてフィヒテの婚姻論は肯定的に受け止められ、二一世紀初頭においてもなお、この点に彼の婚姻論の現代性が見出されている⁶。

しかしながら、フェミニズムの観点からは、フィヒテの婚姻論が評価を得たことはなかったといっても過言ではない。二〇世紀初頭の穏健派・母性主義的フェミニストであるマリアンネ・ウェーバーの『法・権利の発展における妻と母』（一九〇七年）を皮切りに、フィヒテの婚姻論はフェミニストから批判されてきたのである⁷。同様に、カントの婚姻論もまた、しばしばフェミニストにはとうてい受け入れ難いものと考えられてきた⁸。例えば、ペイトマンは主著『性契約』（一九八八年）のなかで、カントを「婚姻が性的使用の契約に他ならないという見解を提出するのに最も接近した契約論者」⁹と理解したうえで、「カントの婚姻契約は夫の家父長制的権利を設立する。夫は、彼の妻の身体を、いわば彼女の人格を物として所有するのだが、妻は、これに対応する権利を持たないのである」¹⁰と批判している。

本稿の目的は、現代のフェミニストの批判からカントやフィヒテを擁護することでは決してないが、筆者は以下の点で近年の先行研究には限界があると考えている。まず、フィヒテに関する近年の先行研究は、フィヒテの婚姻論の家父長制的性格に対する批判に注力するあまり、彼の婚姻論において重要な位置を占めている内縁や売春については沈黙を貫いてきた点が挙げられる¹¹。また、カントに関する近年の先行研究においては、売春に対する非難が行われた点が指摘されねばならないだろう。例えば、上で言及したペイトマンは、『性契約』の「売春の何が悪いのか」と題された別の章で、婚姻契約は妻である女性に対して性的な服従と引き換えに「生涯にわたる保護」を与

³ Walz, 1928: 204.

⁴ ただし、ドゥンカーによれば、フィヒテの婚姻論が十九世紀ドイツの婚姻規定を決定付けたとする通念は退けられねばならない。フィヒテの婚姻論は、例えば、ヴォルフ学派の自然法の流れを汲むプロイセン一般ラント法の婚姻規定とは多くの点で異なるのみならず、一八三〇年のラント法改訂草案の作成時の改訂者は、フィヒテの支持者であった（Duncker, 2003: 461）。

⁵ Kluckhohn, 1966: 327.

⁶ Archard, 2001: 187.

⁷ フィヒテの婚姻論に対するフェミニストの批判については、Heinz/Kuster, 1998を参照。

⁸ ペイトマンの他には、Mendus, 1992; Schroeder, 1997; Herman 1993などが、カントの婚姻論をフェミニズムの観点から批判している。また、これらのフェミニスト批判からカントを擁護する試みとしては、Papadaki, 2010。他方で、ラディカル・フェミニストのドウオーキンやマツキノとカントとのあいだの類似性や差異がしばしば議論されている（Herman, 1993, Nussbaum, 1999; Brake, 2005, 83ff; Papadaki, 2007）。

⁹ Pateman, 1988: 168/209.

¹⁰ Pateman, 1988: 172/214.

¹¹ 例えば、Frischmann 2006; Heinz, 2010; Heinz/Binkelmann, 2012.

えるのに対して、売春契約においては女性を保護する契機が皆無であると強調し、売春を婚姻よりも劣位に置いた¹²。あるいは、エステスは、カントの道徳哲学を参照しながら、売春は「有害」であり、「道徳的悪」であると結論づけた¹³。その結果、先行研究においては、内縁や売春を道徳的に否定し、社会的措置に基づく廃止を哲学的に追求するカントやフィヒテの試みが、いかに女性の分断に寄与しているかが等閑視されてきた。以上のことから、従来のカントおよびフィヒテ批判においては、カントやフィヒテの婚姻論やジェンダー論に批判が集中し、いかに婚姻制度との関連で女性間の差異や序列が構築されたかという問いが看過されているという問題を指摘できる。

したがって本稿の目的は、カントとフィヒテの婚姻論における内縁や売春の位置づけ、意味づけを批判的に考察することで、カントやフィヒテの婚姻論が、彼らの意図はどうであれ、女性を分断に寄与する言説であることを明らかにすることである。

本稿の議論は以下のように進められる。まず、主に、カントが一七七〇年代の中頃に行った「道徳哲学講義」の「自分自身に対する義務」をめぐる議論を分析することで、カントの内縁および売春についての議論、およびその前提になっている性衝動（カントの言葉では「性的傾向性」）についての彼の見解を確認する（第一節）。次に、『人倫の形而上学』第二部「徳論の形而上学的定礎」（以下、「徳論」）第七節において、カントが婚姻内の性交と生殖の関係をどのように論じているかを明らかにする（第二節）。さらに、フィヒテの『知識学の原理による自然法の基礎』における「婚姻の演繹」およびその前提となるフィヒテのジェンダー観を概説する（第三節）。最後に、フィヒテの婚姻論において、婚外交渉（内縁や売春）がどのように位置付けられ、それが婚姻とどのような関係にあるかを考察する（第四節）。

第一節 カントによる内縁、売春の犯罪化

カントは「道徳哲学講義」のなかで、性衝動を「他の人間に向かう傾向性であるが、他の人間の労働や奉仕を享受するというのではなく、自分の享受の対象としての他の人間に直接的に向かう傾向性」（Kant, 1990: 176）と定義している。ただし、性衝動が向かう先は、カントによれば、他の人間の人間性そのものではなく、その性である。

性的傾向性は、ある人間が人間としての他の人間に対して持つ傾向性ではなく、性に対して持つ傾向性であるから、この傾向性は人間性を貶める原理であり、（…）傾向性の充足のために他方の性を汚す源である。ひとが女に対して持つ傾向性は、ひとりの人間としての彼女に向かう傾向性なのではなく、彼女が女であるがゆえ

¹² Pateman, 1988: 208-209/259.

¹³ Estes, 2001, 2008.

に向かう傾向性である。男にとって女のなかの人間性はどうしてもよく、ただ性だけが男の性的傾向性の対象なのである。(Kant, 1990: 177)

男性の性衝動が女性の人間性ではなく、その女性性に向かうことは、カントにとって、女性を単なる手段として扱うことを意味するが、これは、理性的存在者たる人間の全ては、自分や他者を単なる手段としてだけではなく、つねに同時に目的それ自体として扱わねばならないというカントの定言命法に反することになる¹⁴。カントによれば、ひとが自分の性衝動を他者に向けるとき、ひとは相手の幸福は眼中になく、それどころか相手を極めてひどい不幸に陥れることさえある。ひとは自分の性衝動が満たされるやいなや、「果汁を搾りとったレモンを捨てるように、相手を遺棄してしまう」(Kant, 1990: 177) のである。

さらにカントは、性交渉を「カニバリズム」(AA 06, 359/242) に類する行為と捉えている。ケアスティングによれば、カントにとって性交渉は「徹頭徹尾、消費的・消耗的な要素」から構成されるものであり¹⁵、梅毒などの「感染、消耗、妊娠、そして命にかかわる出産」(Kant, 1993: 742) の危険さえ伴う。この観点から、カントは、性交はそれ自体としては良いものであるが、例外的な状況下でのみ有害となるという「通念」を退けている(Kant, 1990: 176)。性衝動は根本的に有害な「人間性を貶める原理」として定立され、それを制限する道徳的根拠や、あるいは性的行為の可能性の道徳的条件がカントによって探られることになる。

結論を先取りすれば、カントの提示する性交渉が道徳的に可能となる唯一の条件とは、一夫一婦制的婚姻である。カントは、一夫一婦制的婚姻を、自然に従い、かつ適法的な「性的共同体」すなわち「性を異にする二つの人格が自分たちの性的特質の全生涯に渡る相互的な占有のためにする結合」(AA 06, 277/122-123) として特権化したうえで、それ以外のあらゆる性衝動の充足を「肉の罪 *crimina carnis*」とみなす。カントはさらに「肉の罪」を「自然に従う肉の罪 *crimina carnis secundum naturam*」と「自然に背く肉の罪 *crimina carnis contra naturam*」¹⁶の二つに区別したうえで、売春を「も

¹⁴ Soble, 2001: 38ff, Campagna, 2006: 329.

¹⁵ Kersting, 1993: 314.

¹⁶ カントは、「自然に背く肉の罪」として、自慰、同性間の性交、「獣姦 *die Sodomiterei*」(動物との性交)の三つを挙げている(Kant, 1990: 183ff.)。スティッカーによれば、近年多くのカント研究者によって、「カント自身が同性間の性交や婚姻を否定する発言をしているにもかかわらず、カントの倫理学および法哲学は、それらが許されないものであることを示すリソースを欠いている」(Sticker, 2020: 441)ということが指摘されている。スティッカーはさらに、カントの女性蔑視的なジェンダー観によれば、男女が平等であることはあり得ないため、「カントの枠組みは異性婚よりもむしろ同性婚に開かれている」(Sticker, 2020: 441)と論ずる。しかしながら、カントの枠組みにおいて「公民的平等」が成立しうるのは一部の特権的な成人男性たちの間の関係に限定されることを顧慮すれば(AA 06: 314ff/177ff)、カントの枠組みがレズビアン・カップルの婚姻に開かれることはそもそもありえないということが留意されねばならないだろう。

っとも恥ずべき」(Kant, 1990: 179) 罪として最下位に置き、その一段上に内縁を位置付けることで、「自然に従う肉の罪」を序列化する(Kant, 1990: 180-181)。カントにとって「肉の罪」は、自然に従うものであれ、背くものであれ、「人間の目的に反しているので、自分自身に対する義務に背くもの」(Kant, 1990: 182)として道徳的根拠でもって禁止されなければならない。

カントにとって、売春が道徳的に許されないのは、それが「金のために、他者の傾向性の充足のために、他者に身をゆだねること」(Kant, 1990: 179)であり、そしてそれは、「人格と身体の不可分の統一性」(AA 06, 279/124) ゆえに、「自分の人格を賃貸すること」(Kant, 1990: 179)であるからである¹⁷。カントによれば、人間が自分自身に対して持つ権限は用益権にとどまる。つまり人間は、自分自身を毀損しない限りで「自分の望むことを自分の体を用いて行う権限がある」が、「自分自身を処分する権限を持たない」(Kant, 1990: 179)。人間は物件ではないので、自分自身を物件のように売却したり、賃貸したり、あるいは破壊したりすることはできないのである¹⁸。それゆえ、カントにとって、「ひとは、利害関心にもとづき、性的傾向性の充足のために自分自身を物件として他人に使用させる権限を持たない」(Kant, 1990: 179) 以上、売春に従事する者(以下、売春者)が自分の身体を顧客に使用させることに「合意」していたとしても、なんの解決にもならない¹⁹。「そんなことをすれば、その人格、その人間性は、あらゆる人々によって、物件として、すなわち性的傾向性の充足の道具として使用されるという危険を冒す」(Kant, 1990: 179) ことになるからである。

カントによれば、売春の顧客の関心はもっぱら自分の性衝動の充足にあり、売春者の人間性やあるいは彼女／彼らの健康や幸せにはまったく興味がない。それゆえ、売春者は「自分の人間性の一部を犠牲にしている」(Kant, 1990: 179)のみならず、不特定多数の他者によって「性的傾向性の充足のための道具として使用される」ことを許すことになる。したがって、ここでカントが道徳的に非難しているのは、売春者の身体を自分の性衝動の充足のための道具として利用する顧客ではなく、むしろ顧客にそうすることを許す売春者であるということが留意されねばならない。つまり、パパダキが指摘するように、「顧客の性的欲望の満足のために、自分自身を客体として差し出すことで、自分の人間性を犠牲にしてしまう責任は、売春者にある」²⁰とカントは考えているのである。このようにしてカントは、売春を「もっとも恥ずべき」な「自然に従う肉の罪」として提示するだけでなく、その罪を売春者に被せるのである。

¹⁷ ペイトマンもまた、売春は人格の売却を含むがゆえに道徳的悪であるという帰結を導く際に、売春とは身体売却を意味し、人格は身体から分離不可能であるという前提に依拠している(Pateman, 1988: 206/256)。売春は人格の売却を含まないことを論証する論考としては、例えば、Fable, 2006: Chapter.7 Prostitution を参照。

¹⁸ Kuster, 2011: 341.

¹⁹ Herman, 1993: 64.

²⁰ Papadaki, 2021: 5.

一七九七年に刊行された『人倫の形而上学』第一部「法論の形而上学的基礎論」（以下、「法論」）において、カントが売春に対する道徳的非難から導く法的帰結は、売春契約は、「恥ずべき契約 (*pactum turpe*)」(AA 06, 279/124) であるため、たとえ双方の合意の上で締結された契約だとしてもそれは法的に無効であるというものである。「売春契約を締結した人格が自分の約定を悔いた場合には、その約定を履行すべく法的に拘束され得ないことは、誰しも認めることだろう」(AA 06, 279/124)。同様の主張は、次節で見るように、フィヒテによってもなされたが、これは、彼らが生きた十八世紀末特有の、つまり現代では葬り去られた「古い」通念を反映しているのでは決してない。むしろこうした主張は、二〇〇二年に、売春者の法的関係の規制のための法 *Gesetz zur Regelung der Rechtsverhältnisse der Prostituierten* (BGBl. I S, 3983) が施行され、売春が合法化されるまで、現実のドイツの法制度のなかで二百年ものあいだ支持され続けることになった²¹。

他方で内縁については、カントは、これを「ある人格が、傾向性の充足のためだけに、他方の人格に自分の身を任せるが、自分の人格についての他の諸々の状況に関して、自分の幸福や運命について配慮する自由や権利は、留保すること」(Kant, 1990: 179) と定義している。内縁関係にある男女は、性衝動の充足以外に全くなにも利害関心を持たず、純粋に互いの性衝動を充足させるという点で、内縁は売春よりも上位に置かれる。

しかしながら、カントにとって、内縁がなお「自然に従う肉の罪」として道徳的に否定されるべき理由は、内縁において「私は、人間全体に対する権利を持たず、人間の一部、すなわち性器に対する権利しか持たない」(Kant, 1990: 180) からである。その結果、「私はその人間の人格全体を物件にしてしまう」(Kant, 1990: 180)。性器の使用のみを互いに約定しあう内縁契約において、一方の側は、相手の性器を享受する権利を持ちながらも、相手に対して自分の生活を保証することを法的に強制する権利の行使を留保しなければならないのに対して、他方の側は、一方の側のそうした権利の

²¹ 現在のドイツでは、二〇一七年に施行された売春者保護法 *Gesetz zum Schutz von in der Prostitution tätigen Personen* (BGBl. I S. 2372)によって、全てのセックスワーカーに登録義務が課されており (§ 3)、この登録証の取得および更新のためには、妊娠や薬物使用に関する侵襲性の高い健康診査やカウンセリング等が義務付けられている (§ 4ff.)。それゆえ、スミスとマックは、「合法化においては、特定のセックスワーカーが、特定の文脈において、合法的である。合法的なセックスワーカーは国家によって厳しく規制されており、その規制の仕方は一般的にワーカーの福祉に重きを置いていない」(Smith/Mac, 2018, 118) と述べ、合法化モデルでは、たとえば(とりわけ正式な滞在許可書を持たない)移住労働者など、より社会的に周縁化されているセックスワーカーの権利が保護されることはない指摘している。スミスとマックは、さらに、セックスワーカーの権利のリクレームのための第一歩として、セックスワーカー、顧客、マネージャーや運転手などの関係者全てを非犯罪化し、性産業を商法や労働法によって規制する(当然のことながら、セックスワーカー以外のあらゆる文脈で適用される性的暴行、レイプ、強制や搾取に関する法は依然として適用される)「完全な非犯罪化 Full Decriminalisation」(Smith/Mac, 2018, 127ff.) モデルを推奨しており、筆者の立場はこの完全な非犯罪化モデルを支持するものである。

行使の保留によって、一方の側に対する扶養義務から免れるのである。それゆえ「法論」においてカントは、互いの性的享受のみを約定し、義務を負い合うことのない内縁契約は、売春契約と同様、「恥ずべき契約」として法的効力を持たないと述べている。

「いずれの側も、自分が破棄したいと思うや否や、他方の者と締結した契約を破棄するものであり、しかも他方のものは自分の権利が侵害されたことについて根拠ある控訴を行うことはできない」(AA 06: 279/125)。

第二節 生殖の見込みのない婚姻内性交は許されるのか？

売春から内縁へと進む以上の議論を経て、ついに性衝動の充足が許され、それが道徳的に可能になる唯一の条件が提示されることになる。その条件とは、「一方の人格が他方の人格によってさながら物件として取得されるとともに、前者もまた相互的に後者を取得すること」である(AA 06: 278/123-4)。これが可能になるのは、一夫一婦制的婚姻である。一夫多妻制的婚姻において、すなわちたとえばひとりの夫がふたりの妻を同時に占有する場合、「それぞれの妻は夫に自分自身を全て与えているが、夫の人格の半分しか持たない」(Kant, 1990: 181)。これに対して一夫一婦制的婚姻によって人格の取得の相互性が担保されることで、自分自身の「再占有」(Kant, 1990: 181)が可能になる。このようにして、彼もしくは彼女は、互いに自分を物件にしながら同時に相手の人格を取得することで、自分を取得した相手の人格のなかで自分の人格性を取り戻すことができる。とはいえ、ここで取り戻される人格性は、元の自分の人格性と同じものではない。婚姻における人格の相互取得を通じて、「二つの人格から一人の道徳的人格」(AA 19: 544, R 7880)がつくられ、「意志の統一」(Kant, 1990: 181)がもたらされる。そこにおいて、いまや妻と夫は別個の独立した人格としては対峙しておらず、「さながら、ただ一つの身体」(AA 20: 463)になるのである。

それゆえわたしたちは、ブランドのように、カントが一夫一婦制的婚姻を性交が法的に可能になる唯一の条件として提示したのは、夫婦間においてはもはや一人の人格しか存在せず、したがってそこに法的関係が生じ得ないからであると解釈することができるかもしれない²²。しかしながら、ここで留意されなければならないのは、カントにとって性衝動は、婚姻関係において「人間愛と結びつくことがある」(Kant, 1990: 177)とはいえ、それ自体としてはやはり「人間性を貶める原理」に他ならないということである。つまり、カントにとって性衝動は、ヌスバウムやソープルが指摘するように、婚姻制度の内部においても「あらゆる尊敬の可能性を排除する」²³ものになり、性衝動の充足に伴う「客体化および道具化は、婚姻内の性的行為においてもなお残されている」²⁴。むしろ、クスターが述べているように、一夫一婦制的婚姻のなかにおい

²² Brandt, 2004: 207.

²³ Nussbaum, 1995: 267, n30.

²⁴ Soble, 2008: 279.

てこそ、「人権上最も禁止されていること、すなわち自分自身を単なる道具に貶め、それによって人間の尊厳を放棄することが完遂される」²⁵のだ。

事実、「徳論」の第七節においてカントは、一夫一婦制的婚姻のなかでは許されている性交渉は「それ自体としてはむしろ単に動物的であるにすぎない」(AA06: 425/333)と強調しながら、婚姻内性交の問題に、倫理的な観点すなわち「内的自由の義務」(AA06: 406)の観点から、取り組んでいる。そこで検討されているのは、「外的自由の義務」(AA06: 406)を原理とする「法論」においては、一夫一婦制的婚姻関係にある夫婦の、すなわち互いの人格を生涯にわたって法的に占有し、互いに義務を負い合うがゆえに互いの性的使用が許されるとされる男女の性交渉が、「自己自身に対する義務」に違反するかもしれない可能性である。

法論においては、人間は、そこにおいて二つの人格が相互に義務を負いあう法的契約に基づく特別の制限なしに、動物的快楽を享受するために、他の人格を使用することはできない、という証明がなされる。ここではしかし、この快楽の享受に関して、それに違反することが、自分自身の人格における人間性の(単なる過小評価ではなく)毀損であるような、自分自身に対する義務が現存するかどうか、が問題となる。(AA 06: 424/332)

興味深いことに、ここで婚姻内性交は、(カントが一夫一婦制的婚姻関係にある夫婦を、別個の人格ではなく、「ただ一つの身体」であると本気で考えていたことの証左であるかのように)自慰行為と並んで考察されている。カントによれば、自慰行為は「動物的刺激に女々しく身を任せる」(AA06: 237/334)ことであり、それを行う者を「吐き気を催させるような対象」(AA06: 237/334)へと変えてしまう点で、自殺よりもさらに悪徳な、「自分自身に対する義務の毀損、しかも道徳性に甚だしく反する毀損」(AA 06: 425/333)である。というのも、カントにとって、自慰行為は「種族全体の保存」(AA 06: 425/333)を目指すという重要な自然目的に逆らって自分自身の性的特質を使用することであり、こうした自分の性的性質の「自然に背いた」あるいは「不自然な」使用は、「自分を単に動物的衝動の満足的手段としてのみ用いることによって、自分の人格性を(投げ棄てて)放棄してしまう」(AA 06: 425/334)ことであるからである。

しかしながら、カントによれば、「このような不自然な使用、あるいは単に自然目的に対して非合目的な使用を、自分自身に対する義務に対する毀損(前者の場合は甚だしい毀損)として許すことはできない」ということの合理的証明は、それほど容易ではない」(AA 06: 425/333-4)。というのも、カントが「決疑論的問題」のなかで取り上げているように、以下のような特殊な、込み入ったケースにおいて、自分自身の性的

²⁵ Kuster, 2011: 338.

特質の「単に自然目的に対して非合目的な使用」が、義務法則の制約のもとにあるのか、あるいは許されるのか、またそうした自分自身の性的使用は「自分自身に対する義務」の違反ではないか、が検討されなければならないからである。

両性の同衾における自然の目的は、生殖すなわち種の保存である。したがって、少なくともこの目的に逆らって〔性的使用が〕行われることは許されない。しかしながら、これを考慮に入れずに、この使用を取ってすることは（たとえそれが婚姻のなかで起こる場合でさえ）、許されるのだろうか？

たとえば、妻が妊娠しているときに、——（老いや病気ゆえに）妻が不妊の状態にある場合に、あるいは妻がそれに対する刺激を全く感じていない場合に、自分の性的特質を使用することは、不自然な情欲の場合と全く同様に、自然目的に、そしてそれとともにまた、自分自身に対する義務に、双方のうちのどちらかが、違反しないのだろうか？あるいはこの場合、その規定根拠が衝突する際に、それ自体としては確かに許されないことを、しかしより重大な違反を防ぐために（いわば寛大に）許容するところの、道徳的・実践的な理性の許容法則があるのだろうか？（AA 06: 425-6/334-5）

この引用は、論者によって解釈が分かれる箇所である。大別すると、先行研究の解釈には以下の三通りがある。第一に、ソーブルやブレイクによれば、ここでカントは、生殖の見込みのない婚姻内交渉を許容する法則の存在を前提としている²⁶。また、スティッカーによれば、カントは、生殖の見込みのない婚姻内交渉は道徳的に許されると考えている²⁷。第二に、ブレッチャーは、第一の、彼によれば主流の解釈を退け、生殖の見込みのない婚姻内交渉は、カントにとって、適法的ではあるが、倫理的ではないため許されないという解釈を提示した²⁸。第三に、デニスの読解では、「生殖が不可能であることを配偶者たちが知っている場合、婚姻内交渉は許されるとカントが考えているかどうかは全く定かではない」²⁹。

そもそも、カントの提起する問いを単純な疑問文と捉えるか修辭疑問と捉えるかで、二通りの解釈が可能である。前者の解釈では、第一段落では、生殖あるいは種の保存という目的に「逆らって」性交渉をすることは許されないことが確認されたあと、そうした目的を「考慮に入れることなく」性交渉ができるとすれば、そのような場合の性交渉は、許されるのかが問われている。第二段落では、生殖や種の保存という目的を考慮に入れることのない性交渉が可能であるケースとして、妻が妊娠中あるいは不

²⁶ Soble, 2003: 67ff; Brake, 2005: 76-77.

²⁷ Sticker, 2020: 460.

²⁸ Brecher, 2018: 1763ff.

²⁹ Denis, 1999: 224n12.

妊である場合、あるいは妻が不感症の場合³⁰が挙げられ、そうしたケースにおいて、夫婦が自分自身の性的特質を使用することは「自然目的」ならびに「自分自身に対する義務」に違反するのか、あるいはそれは「より重大な違反」である「姦通あるいは自慰」³¹を防ぐために許されるのか、が問われている。この解釈では、たとえ一夫一婦制的婚姻の内部でのことだとしても、ひとが生殖の可能性を考慮に入れることなく、つまり「自然目的に対して単に非合目的」な仕方、自分自身を性的に使用することは許されるか否かを巡り、カントが逡巡していることになる。あるいは、後者の解釈、すなわちこれらの疑問文を修辭疑問と捉えるならば、言外に示されたカントの本音は、生殖の見込みない婚姻内性交は許されるのか（いや、許されるはずがない）。あるいはそれは、「自然目的」ならびに「自分自身に対する義務」に違反しないのか（いや、違反するに違いない）。もしくは、より重大な違反を防ぐための許容法則が存在するのか（いや、存在するはずがない）ということになり、ブレッチャーの解釈が正しいことになる。

カントがそれを明言していない以上、デニスが言うように、わたしたちは彼の考えを押し量ることしかできないのだが、少なくとも言えるのは、「徳論」においてカントは、生殖の見込みのない婚姻内性交についても、倫理的に許されないものと見做される余地を残しているということである。

第三節 フィヒテにおける「婚姻の演繹」

「法論」において、婚姻を「子どもを産み、育てるという目的」（AA 06: 277）から切り離し、性衝動の充足が許されるものとなる唯一の条件として提示したカントの婚姻論には、ケアスティングによれば、男女間の性交渉と生殖との規範的な結びつきを解くという「解放主義的な性格」³²が見出される。それゆえ、例えば近世自然法論者のヴォルフが「もっぱら快樂のためだけに欲せられるあらゆる同衾、および同様の目論見からのあらゆる生殖器の使用は、許されない」³³と論じたのとは異なり、カントの「法論」においては生殖を目的にせずとも男女間の性交渉が許されることになった。フィヒテもまた『自然法の基礎』において、婚姻を「異なる性の二つの人格が、性衝動に基づけられて完全に合一すること」（GNR: 309/369）と定義し、そうした完全なる合一こそが「婚姻に固有の目的」とであると述べる。したがって、フィヒテが、子ども

³⁰ カントのこの見解は、妊娠には女性のオーガズムが不可欠であるという十八世紀末まで支配的であった誤った医学言説（Jütte, 2003: 110）に依拠している。カントは『単なる理性の限界内における宗教』（一七九三年）においても、「自然的な生殖 Zeugung は、(…) [男女] 双方の官能的な快樂なしには起こり得ない」（AA06: 80）と述べている。

³¹ Brecher, 2018: 1766; vgl. Campagna, 2006: 341n62.

³² Kersting, 2016[1993]: 315, vgl. Kuster, 2011: 337f.

³³ Wolff, 1754: §854, vgl. Brecher, 2018: 1763.

を産み、育てることを婚姻の目的と捉える伝統的な考え方に異議を唱え、婚姻の中心に性衝動の充足を据えた点に³⁴、カントとの類似性が見出される。

とはいえフィヒテは、性衝動の充足のさいの振る舞いのなかにジェンダーの非対称性を見出している点で、人格の占有の「平等」(AA06: 278/124)を強調したカントとは決定的に異なっている。フィヒテによれば、「衝動の充足にさいしては、あるいは生殖という本来的行為に関する自然目的の促進にさいしては、一方の性はもっぱら能動的に振る舞い、他方の性はただひたすら受動的に振る舞う」(GNR: 300/358)。フィヒテはこの命題に基づき、女性は、男性よりも「一段下のところに位置する」がゆえに、男性の「力の客体」(GNR: 302/361)であると結論づける。つまり、カントとは対照的に、フィヒテにおいては、男女間の性交渉を通じて自己を物件にまで貶めることになるのは女性のみであり、男性が女性との性交渉によって性的に客体化されることはないのである³⁵

フィヒテによれば、「理性の性格は、絶対的自己能動性」(GNR: 300/361)である。それゆえ、男性が性衝動の充足を目指すことは、理性に反することではない。というのも、男性は、性衝動の充足のさいに「もっぱら能動的」に振る舞うことができるからである(GNR: 300-301/361)。これに対して女性は、性衝動の充足にさいして「ただひたすら受動的」であるため、「理性の尊厳を放棄することなしに」、自分の性衝動を充足させることができない(GNR: 304/363)。

女性は総じて、自分自身の衝動を充足させるために、性的快楽に身をゆだねることはできない。それでもやはり衝動に駆られ、身をゆだねざるを得なくなるのだから、この衝動は男性を満足させたいという衝動以外ではあり得ない。女性は、このような行為において、他者の目的のための手段となる。(…)女性は、手段となるにもかかわらず、愛という高貴な自然衝動にしたがってみずからすすんで手段となることによって、自分の尊厳を主張するのである。(GNR: 304/363)

女性が自分の尊厳を主張しながらその性衝動を充足させようとするれば、その性衝動は必然的に愛として発露することになる。愛とは「女性のうちに性衝動が現れるときにとる姿」(GNR: 304/363)である。女性は、男性を性的に満足させたいという性衝動すなわち愛から、自発的に自分自身を彼の満足的手段にすることでのみ、尊厳を放棄することなく自分の性衝動を満足させることができるのである。

それゆえ、しばしばフィヒテは、婚姻を愛に基づく関係と捉えた最初の哲学者であると理解されているが、フィヒテが婚姻の成立に不可欠なものとして概念化した愛は、男女の相互的な愛ではないということが留意されねばならない³⁶。フィヒテにとって

³⁴ Schwab, 2005: 178.

³⁵ Heinz, 2000: 56, Kuster, 2019, 125.

³⁶ Schwab, 2005: 179ff; Frischmann, 2006: 157ff.

婚姻は「女性の際限なき愛と男性の際限なき寛大さ」(GNR: 331/394)から成るものであるため、女性の愛のみが婚姻の成立に不可欠な要素として要求され、「男性にあっては本来の愛はどのみち結婚に先立つのではなく、結婚をつうじて初めてうまれる」(GNR: 316/377)とされているのである。したがって、フィヒテの愛の概念は、フリッシュマンが正しく指摘するように、男女の「従属関係を隠蔽する」³⁷ものに他ならない。

フィヒテの婚姻論において、「愛」と同様に、いやそれ以上に重要な役割を果たすのは、「自由な同意」である。婚姻の起点の両性の自由な同意を求めたヘーゲルとは異なり、フィヒテが重要視するのは女性の自由な同意のみである。というのも、「女性は、愛もないのに男性の性的快楽に服従することを強要されるならば、自分の人格性とその尊厳の全てを失うことになる」ため、「女性市民をこの強制から保護することが国家の絶対的な義務である」からである(GNR: 313/373)。フィヒテによれば、女性は二通りの仕方でのこの強制の脅威に晒されている。第一の強制は、「女性市民に対して、物理的暴力によって直接的に加えられる」もの、すなわち「強姦」である(GNR: 313/373)。フィヒテは強姦について、「ひとはこれによって女性をその人格において攻撃するのであり、したがって、女性の全権利の総体をこのうえなく野獣めいた仕方での攻撃する」と厳しく非難し、強姦がまごうことなく犯罪であることを確認したうえで、国家は、「ポリツァイの監視」や「この犯罪に対する刑罰という威嚇」を通じて、女性市民を強姦から保護する義務があると述べる(GNR: 313/374)。第二の強制は、女性に対して「その両親や近親者による道徳的暴力によって、間接的に加えられる」(GNR: 314-5/375)。つまり、両親や近親者が女性を「本人が結婚する気がないのに、力づくで結婚させたり、結婚するよう説得したりする」(GNR: 314-5/375)場合である。フィヒテによれば、後者の「道徳的暴力」による強制は「最も恥ずべきもの」であり、「物理的暴力」による強制よりも「はるかに侮辱的」である(GNR: 315/375)。なぜなら、強姦が一時的な性的服従の強制であるのに対して、結婚を強制された女性は愛していない男性に概して全生涯を通じて性的に服従することになり、したがって「そうした女性は完全に、永久に道具に貶められる」ことになるからである(GNR: 315/375-6)。

それゆえ、フィヒテは「婚姻は絶対的自由に基づいて締結されねばならない。そして、国家には、個人に対する、とりわけ女性に対する保護義務に則って、婚姻の結びつきに関するこの自由を監視する義務と権利がある」(GNR: 317/377)と論ずる。男性は、ある女性との間で締結しようとする婚姻が、その女性にとって強制されたものではないことを国家の前で立証することが義務付けられている。フィヒテによれば、「男性市民がこの立証を行うには、結婚式のさいに、彼が女性に彼女の自由な同意を法的に宣言させる、というより適切な方法はない。花嫁の発する「はい」という言葉は、

³⁷ Frischmann, 2006: 157.

本来的には、自分は強制されていない、ということ以上を語っていない」(GNR: 317/377-378)。つまり、フィヒテにとって結婚式とは、完全かつ永続的な性的服従が女性に対して強制されていないかを国家が監視するために行われるのである。

以上が、男女の性交渉において男性は「もっぱら能動的」であるのに対して、女性は「ただひたすら受動的」であるという命題に基づく、フィヒテによる「婚姻の演繹」(GNR: 298-312/356-372)である。フィヒテにとって女性は、男性との性交渉において「ただひたすら受動的」に振る舞うので、女性が男性と性交渉を持つことは、必然的に、「男性の性的快楽に服従すること」を意味する。それゆえ女性は、男性を性的に満足させたいという衝動を充足させることでしか、自分自身の尊厳を維持しながら、性衝動を充足させることができない。フィヒテはさらに、男性の性的満足のための手段あるいは道具になりたいとする衝動を「愛」と名づけ、女性が相手の男性を愛していることを道徳的主体たる男女が性交渉を行うための唯一の条件として設定した。なぜなら、男性は、女性との性交渉において「もっぱら能動的」であるので、男女の性交渉は、男性が女性を自分の性的快楽に服従させることにほかならず、したがって、自分のことを愛していない女性との性交渉を持つことは、必然的に、性的快楽の服従の強制を意味してしまうからである。こうした強制から女性を保護するという義務を国家が果たすため、結婚式のさいに、女性が、自発的に、男性の性的快楽に服従すること、すなわちその性的服従が強制されていないことを宣言するという「自由な同意」の契機が要請されたのである。しかしながら、もし女性は男性との性交渉のさいに「ただひたすら受動的」であるという命題が誤りであれば(当然、誤りであるのだが)、男女の性交渉は女性が男性の性的快楽に服従することを必ずしも意味しないことになる。そうであれば、つまり女性が男性と同様に性衝動の充足のさいに能動的に振る舞うのであれば、ハインツが指摘するように、フィヒテは婚姻を演繹してみせる必要などそもそもなかったのである³⁸。

さて、フィヒテによれば、妻はその夫に対して、単に性的な意味でのみ服従しているのではなく、「無制限に」(GNR: 320/382)そして「全面的に」(GNR: 340/405)服従している。この問題を考える上で、一七九四年に施行されたプロイセン一般ラント法 *Allgemeines Landrecht für die preußischen Staaten* にも見られる女性の法的地位の矛盾³⁹について確認することは、有益である。ラント法において性的後見制度は廃止されており⁴⁰、そこにおいて女性は「未婚女性、離婚した女性、未亡人」である場合、独立

³⁸ Heinz, 2000: 56. 実際には、フィヒテは、『知識学の諸原理による道徳論の体系』(一七九八年)において、「もし〔生殖という〕自然目的が両人格の純粋な能動性を必要としたならば、我々の研究は終わっていただろうし、婚姻関係も、その義務も存在しなかつただろう」(SL: 329)と述べている。

³⁹ Vogel, 1997: 265-292.

⁴⁰ Holthöfer, 1997: 428ff.

した法的人格として認められていた⁴¹。つまり、女性は未婚であるか、離婚した場合、あるいは夫を亡くした場合に限り、独立した法人格に付与される権利、例えば、裁判所で訴訟を行う権利等が与えられていたのである。しかし女性は、婚姻に同意するや否や法人格としての地位を放棄し、その夫を自らの保証人・法的後見人とせねばならなかった。フィヒテはこれについて、「通例では——例外については後述する——女性は未婚女性であるか、結婚しているかのいずれかである」(GNR: 340/405)と述べ、例外とは「未亡人、離婚した女性、全く結婚歴がないがもはや父権に服していない女性たち」(GNR: 344/409)であると指摘している。フィヒテによれば、「未婚女性が父権に服している」のに対して(GNR: 340/405)、既婚女性の場合「彼女固有の尊厳は、彼女の夫に全面的に服従している」(GNR: 340/405)。

女性は結婚することによって、国家が保証した彼女たちの必然的意志にしたがって、国家にとっては全く消滅したのも同然となる。夫は国家にあっては妻の保証人となる。夫は妻の法的後見人である。夫は妻のあらゆる公的生活を生きる。こうして女性には家庭生活のみが残されることになる。(GNR: 327/382)

対して、例外的な女性たちは、いずれも「いかなる男性にも服属していない」(GNR: 344/409)ため、法的人格であり続けることができる⁴²。それゆえフィヒテは、この例外的な女性たちが「男性たちと全く同様に、あらゆる市民権を自分自身で行使してはならない、という理由はない。——彼女たちは共和国内で自分の意見を申し述べる権利があるし、自分で法廷に赴いて自分の案件を執り行う権利がある」(GNR: 344/409)ことを、明白に主張している。

ここでフィヒテは、女性が男たちによる支配から逃れる術を伝授しているかのように見えるかもしれない。結婚し、そのあと離婚しさえすればよい、と。事実、カントが婚姻を「異なる性の二つの人格が、性的特質を生涯にわたって相互に占有する結合」と定義し、当事者の相互合意に基づく婚姻解除の可能性すら排除していたのに対して、フィヒテは「夫婦は、自由意志で結合したように、自由意志で分離する」(GNR: 331/394)と述べ、離婚の自由をはっきりと承認している。したがってたしかに、シュバーヴが言うように、フィヒテの婚姻論は、個人の自由意志による婚姻の解消を認めている点で、カントのそれだけでなく、同時代さらには十九世紀ドイツの法制度の離婚規定とは一線を画した、「著しく現代的」⁴³なものであると言えるかもしれない。しかしながら、留意せねばならないのは、「男性に属する全ての人権と市民権が女性にも同様に属しているかどうか、という問いを掲げることができるのは、女性もまた完全な人間であるのか、を疑うような人だけであろう。(…)我々はこの点に関しては決して疑って

⁴¹ Weber-Will, 1997: 454.

⁴² Kucklick, 2008, Heinz/Binkelman, 2012: 266.

⁴³ Schwab, 2005: 185.

いない」⁴⁴（GNR: 340/404）と前置きし、「男性に属する全ての人権や市民権が女性にも同様に属している」ことを確認したあと、「女性は自分のあらゆる権利を行使しようと欲すること」さえできないと、フィヒテが述べている点である（GNR: 339/404、強調は引用者による）。さらにフィヒテは以下のように続ける。

むしろ妻は、服従していたいという、自分自身の固有で持続的で必然的な、そして女性の道徳性を制約している願望によって、服従しているのである。妻は、その気になれば、自分の自由を取り戻すことが許されよう。しかし、まさにこの場合、「その気になれば」というのが大切であって、妻は理性的な仕方での気になることはできないのである。（GNR: 340/405）

ここでも先述の命題、すなわち男性との性行為において女性は「ただひたすら受動的」であるという前提に依拠して議論が進められている。フィヒテの主張を、あえて愛という概念を用いずに、結論から前提に向かって逆向きにパラフレーズするならば、以下ようになる。妻は、理性的なしかたで、その夫の性的支配から自由になりたいと欲することができない。なぜなら、妻は、みずからすすんで、その夫に無制限かつ絶対的に服従しているからである。妻は、望んで服従しているのである。というのも、女性は自発的な性的服従を通じてしか、みずからの尊厳を維持しながら性衝動を充足させることができないからである。なぜなら、男女の性交渉において女性は、「ただひたすら受動的」に振る舞う存在であるからである、と。

フィヒテが内縁や売春について論じ始めるのは、女性を婚姻のなかへと追い込み、さらにそこから抜け出せないように外堀を埋めようとする、まさにこの文脈においてである。なぜなら内縁や売春は「婚外での性衝動の充足」（GNR: 326/388）を目的とした男女関係であり、それらを国家や立法がどのように対処するかが、女性を婚姻制度のなかに囲い込み、夫たる男性の支配の確立を図る上で重要な意義を持つからである。すでに見たように、国家の第一の義務は女性の尊厳を守ることであるが、しかしながら「女性は、自分の名誉に対する無制限な外的権利を持っている。（…）自分を動物に貶めることは女性にとって外的に自由なことである」（GNR: 326/388）。したがって、国家は、内縁や売春を禁ずる法律をつくることはできないし、それらに対する刑罰を制定することもできないとされる（GNR: 326/388）。

第四節 フィヒテにおける内縁と売春

⁴⁴ ここでフィヒテは、一七八二年にヨハン・ミヒャエル・アンブロスが匿名で発表した論考「女性は人間ではないことの証明」（Lange, 1992: 411）に言及している。ヘーゲルもまた、一八一七／一八年のハイデルベルク大学での自然法と国家学講義のなかでこの論考について言及し、「ある時には、「女性が人類に属するかどうか」が疑われたことがある。女はそれだけで独立した、自由なものであるが、経験は女と男の区別を見せてくれる」と述べている（GW26-1: 85/110; Bockenheimer, 2012: 219）。

フィヒテは、「性衝動の充足を最終目的とし、かつ利己心に基づく関係」のうち、同棲の事実によって「持続性と公開性」を持つのが、内縁であると定義する（GNR: 327/389）。先に述べたように、国家は、「女性に暴力が加えられたのではなく、彼女たちが自らすすんで契約（たしかに恥ずべきものであるにしても）を結んだということを確認していなければならない」（GNR: 327/389）。そのため、ある男性と内縁契約を結ぶ女性は「いかがわしい案件に従事することを元々義務づけられたポリツァイ勤務者 Polizeidienern」（GNR: 327/389）の前で、その自由な同意を宣告しなければならない。

国家は内縁関係を禁止することができないが、かといってそれを保証するわけでもない。この理由を、フィヒテは以下のように述べる。

国家が認可し承認する生業を持つ場合に限って、人は権利として有効な要求をすることができる。ところで国家は、内縁で営まれる生業を、たしかに妨げることにはできない。なぜなら、それは国家の権利外のことだからである。さりとてまた国家は、それを認可するわけにもいかない。なぜならそれは不道徳だからである。（GNR: 327/389）

カントと同様にフィヒテもまた、内縁を不道徳なものとして見做している。しかしながら、カントが内縁を全く営利を意図しないものと定義したのに対して、フィヒテにとっては内縁それ自体が女性にとっては「生業」である。つまり、内縁関係においては性衝動の充足の見返りに扶養を得るという取引が行われているとフィヒテは考えたわけである。それゆえフィヒテは、内縁している男性が世間から軽蔑されることを望む一方で、「女性は男性を訴えることはできず、法廷から拒絶される」（GNR: 328/390）という法的帰結を導くのである。

他方でフィヒテは、売春を「からだを使って利益を得る」（GNR: 329/392）ことと定義し、それを専業で営む場合と兼業で営む場合に区別する。フィヒテは、売春を唯一の生業として営む女性たちについては、「考えを変えるのでなければ、国外追放されてしかるべきである」（GNR: 329/392）とし、その理由を以下のように述べる。

国家は各人が何によって生計を立てているか知っていなければならない、また各人に各自の生業を営む権利を与えなければならない。生業を申告することのできない女性は市民権を持たない。さて、ある女が国家にあの〔売春という〕生計部門を申告すると仮定するなら、その女は気が狂っていると見なす権利が国家にはあるだろう。恥ずべきことを告白する者は信じるに値せず、というのは正しい法原則である。その女はいかなる生業も申告しなかったも同然である。（GNR: 329-330/392-3）

この引用からフィヒテの売春に対する差別意識以外のものを読み取ることは困難である。別の箇所ではフィヒテは、自分の生業を公然と申告出来ない者が国家の市民たりえない理由を、「そうした人は他者の所有物を承認するよう拘束されることがありえないから」と述べている（GNR: 206/254）。にもかかわらず、ここでは売春を生業とする女性は、それを公然と申告した場合であっても、いやむしろそうした「恥すべき」申告を行うからこそ、その女性は「気が狂っている」とみなされ、その申告が無効化されるのである。

売春以外になお別の生業を持っており、売春が彼女たちの固定した職能でない、と言う場合は、国家はそれを「無視する」（GNR: 330/393）。

国家はこうした規則外れのことについては全く関知せず、例えば国家の市民たちが平穩に、そして快適に路上を行き来できるのを保証したのに対して、男性たちがこの自堕落な快樂を享受するのを保証したことは決してなかった。それゆえ、かの売春婦たちの健康を監督するのはポリツァイの任務ではない。そしてわたしは告白するが、そうした監視は道義にかなった国家では品位を落とすものだと思う。放蕩をしようとする人は、自分の放蕩の自然的帰結を引き受けて当然である。おのずとわかるように、国家はこの種のことがらに関して締結される契約を保証しない。売春婦はこのような案件で訴えることはできない。（GNR: 330/393）

プロイセン一般ラント法では「自分の体を使って生業をしようとする自堕落な婦女は、国家の監視のもとに認められている娼家に出向く」（§999）とあるが、これは、風紀ポリツァイによって認可・監視された特定の娼家に登録娼婦を隔離し、彼女たちの健康や生活を徹底的に管理する管理売春制度と呼ばれる政策である。プロイセンではこの政策に従わない場合は三か月間の懲役刑と、その後の労働・更生施設へ収容が課せられていた⁴⁵。「売春婦たちの健康を監督するのはポリツァイの任務ではない」という主張からは、フィヒテがこの管理売春制度に対して否定的であったことがわかるが、フィヒテが売春に従事する女性たちの権利や尊厳の保護の観点からこの制度を批判したのではないことは明らかである。フィヒテはポリツァイの任務を街娼や売春斡旋業者による街頭での客引き等の営業や、あからさまな勧誘行為を取り締まることに限定し、その健康被害、契約の不履行などの帰結については個人の自己責任として、国家による保護の対象から外したのである。

結論

カントの「法論」では内縁や売春といった婚外性交は道徳的に否定され、婚姻内性交が特権化された。しかしながら、「徳論」においては、婚姻内性交が、カントが最も

⁴⁵ Eder, 2002: 82.

重視した「自分自身に対する義務」に違反する可能性が検討されていたことが明らかになった。したがって、上で言及したエステスによる売春を道徳的に否定する哲学的試みは、カント主義を標榜する身振りとは裏腹に、カントの道徳哲学の重要な論点を取り損ねている。なぜなら、もしその試みが、プレッチャーのようにカント主義を徹底するのならば、売春に限らず、生殖を考慮に入れないことのない婚姻内での性交渉もまた、道徳性に反すると見なされなければならないからである。

内縁や売春を「自然に従う肉の罪」として定式化したカントに対して、フィヒテは国家や立法との関連で内縁や売春について議論し、それらが強制されたものでなく自発的なものである限り犯罪ではなく、また国家はそれらを禁止することはできないと述べた。しかしながら、フィヒテは、売春に専業に従事する女性たちがそのことを公に申告した場合、その女性は「気が狂っている」としてその申告を無効化し、彼女たちを社会的に排除しようとした。それゆえまず指摘すべきなのは、こうした排除によって結果的に、売春に専業に従事する女性たちの声そのものが奪われ、彼女たちが声なき者にされる構造になってしまっているということである。同時に留意されねばならないのは、フィヒテにとって、ある男性と内縁関係にある女性は、パートナーの男性に対して民事訴訟を提起する権利を持たないが、彼女たちが市民であり、法的主体である以上、パートナーの男性あるいはそれ以外の第三者に強姦された場合、彼らに刑事訴訟を提起する権利を持つということである。これに対して、妻は無制限かつ全面的にその夫に服従し、法人格としての地位を放棄しなければならない。「女性は結婚すると、(…)国家にとっては全く消滅したのも同然となる」のである。それゆえ、カンパーニャが指摘するように、たとえば「夫が第三者に自分の妻を強姦することを許した場合、その妻は、自分の夫を相手に刑事訴訟を起こす可能性を持たない」⁴⁶ことになる。それどころか、妻は、自分の夫に強姦された場合もまた、夫を相手取って刑事訴訟を起こす権利を持たないのである。この意味で、フィヒテの婚姻論において妻は、一人の男性と内縁契約を結ぶ女性たちよりも一層脆弱な立場として規定されている。他方、一人の男性と内縁関係にある女性たちや売春に従事する女性たちは、パートナーや顧客に対して民事訴訟を起こす権利が剥奪されているだけでなく、後者に至っては生業を持たない者として市民権をも剥奪されている点で、妻は特権的な地位として表象されている。したがって、フィヒテが、一人の男性に対する無制限かつ全面的な服従を意味する婚姻制度に女性が参入するさいに要請した女性の「同意」が、自由意志に基づくものであると結論づけることは不可能である。

※本研究は、JST次世代研究者挑戦的研究プログラム JPMJSP2100、2021年度奈良女子大学アジア・ジェンダー文化学研究センター研究課題助成金の助成を受けたものである。

⁴⁶ Campagna, 2006: 338n54.

参考文献

訳出の際に邦訳を参照したものについては、原文頁数とともに邦訳頁数を付記した。適宜、筆者の判断で表現を変更している。

- Archard, David. (2001). “Family Law (First Annex)”, in J-Ch. Merle (ed.), Johann Gottlieb Fichte. *Grundlage des Naturrechts*, Berlin: Akademie Verlag, 187-196.
- Bockenheimer, Eva. (2013). *Hegels Familien- und Geschlechtertheorie*. Hamburg: Felix Meiner.
- Brake, Elizabeth. (2005). “Justice and Virtue in Kant’s Account of Marriage”, *Kantian Review*, 9, 58-94.
- Brandt, Reinhardt. (2004) „Kants Ehe- und Kindesrecht“, *Deutsche Zeitschrift für Philosophie*, 52, 199-219.
- Brecher, Martin. (2018). „Ehelicher Geschlechtsgebrauch und Fortpflanzungszweck in §7 der Tugendlehre“, in V. L. Weibel u.a. (eds.), *Natur und Freiheit: Akten des XII. Internationalen Kant-Kongresses*, Berlin/Boston: de Gruyter, 1761-1768.
- Campagna, Norbert. (2006) “Die rechtliche Regulierung der Prostitution bei Kant und Fichte: Ein Vergleich”, *Jahrbuch für Recht und Ethik*, 14, 325-350.
- Denis, Lara. (1999). “Kant on the Wrongness of “Unnatural” Sex”, *History of Philosophy Quarterly*, 16, 2, 225-248.
- Duncker, Arne. (2003). *Gleichheit und Ungleichheit in der Ehe: Persönliche Stellung von Frau und Mann im Recht der ehelichen Lebensgemeinschaft 1700-1914*. Köln, Weimer, Wien: Böhlau Verlag.
- Eder, Franz. (2002). *Kultur der Begierde. Eine Geschichte der Sexualität*, München: C.H. Beck.
- Emge, Carl August. (1924). *Das Eherecht Immanuel Kants: ein Beitrag zur Geschichte der Rechtswissenschaft*, Berlin: Pan-Verlag R Heise.
- Estes, Yolanda. (2001). “Moral Reflections on Prostitution”, in *Essays in Philosophy*, vol.2: Iss.2, ———(2008). “Prostitution: A Subjective Position”, in A. Soble/N. Power (eds). *The Philosophy of Sex: Contemporary Reading*, Lanham/Boulder/New York/London: Rowman and Littlefield, 381-400.
- Fable, Cécile. (2006). *Whose Body is it Anyway?: Justice and the Integrity of the Person*. Oxford: Oxford University Press.
- Fichte, Johann Gottlieb. (1970). *Briefwechsel 1793-1795. J. G. Fichte-Gesamtausgabe der Bayerischen Akademie für Wissenschaft*, R. Lauth, H. Jakob unter Mitwirkung von H. Gliwitzky, etc.(eds.), Stuttgart-Bad Cannstatt: Friedrich Frommann Verlag, Brief Nr. 280.
- (1978). *Das System der Sittenlehre nach den Prinzipien der Wissenschaftslehre (1798)*, Hamburg: Felix Meiner. [= SL]
- (1979). *Grundlage des Naturrechts*, Hamburg: Felix Meiner. (藤澤健一郎・杉田孝夫・渡部 壮一訳『自然法論』、哲書房、1995) [= GNR]
- Frischmann, Bärbel. (2006). “Fichte’s Theory of Gender Relations in his *Foundations of Natural Right*”, in T. Rockmore, D. Breazeale (eds.), *Right, Bodies and Recognition: New Essays on Fichte’s Foundations of Natural Right*, London/New York: Routledge, 152-165.
- Hegel, G.W.F. (2013). *Gesammelte Werke*, 26-1, (hrsg.) Nordrhein-Westfälischen Akademie der Wissenschaften und Kunst, Hamburg: Felix Meiner. (高柳良治監訳、神山伸弘・滝口清榮・徳増多加志・原崎道彦・平山茂樹訳『自然法と国家学講義：ハイデルベルク大学 1817・1818年』、法政大学出版局、2007) [=GW]
- Heinz, Marion. (2000). „Liebe und Ehe. Untersuchungen zu Fichtes Eherecht“, *Fichte-Studien*, 18, 49-63.
- Heinz, Marion/Kuster, Friederike. (1998). “Vollkommene Vereinigung: Fichtes Eherecht in der Perspektive feministischer Philosophie“, *Deutsche Zeitschrift für Philosophie*, 46, 823-839.
- Heinz, Marion/Binkelman, Christoph. (2012). „„der innigste Vereinigungspunct der Natur und der Vernunft“ Untersuchungen zu Fichtes Eherecht“, in M. Heinz; S. Doye (eds.),

- Geschlechterordnung und Staat. Legitimationsfiguren der politischen Philosophie (1600-1850)*, Berlin: Akademie Verlag, 251-270.
- Herman, Barbara. (1993). "Could it be worth thinking about Kant on Sex and Marriage?," in L. Antony/C. Witte (eds.), *A Mind of One's Own*, Westview Press: Boulder, 53-72.
- Holthöfer, Ernst. (1997). „Die Geschlechtsvormundschaft. Ein Überblick von der Antike bis ins 19. Jahrhundert“, in U. Gerhard (ed.), *Frauen in der Geschichte des Rechts. Von der frühen Neuzeit bis zur Gegenwart*, München: C.H.Beck, 390-451.
- Jütte, Robert. (2003). *Lust ohne Last: Geschichte der Empfängnisverhütung*. München: C. H. Beck.
- Kant, Immanuel. (1900ff). *Gesammelte Werke*, hg. v. der Preußischen Akademie der Wissenschaften. (吉澤傳三郎・尾田幸雄訳『人倫の形而上学』、理想社、1966) [=AA]
- (1986). *Kant Briefwechsel*, Hamburg: Felix Meiner, Brief Nr. 397, 10. Juli 1797, an Christian Gottfried Schütz.
- (1990). *Eine Vorlesung über Ethik*, G. Gerhardt (ed.), Frankfurt a. M.: Fisher Taschenbuch Verlag.
- Kersting, Wolfgang. (2016[1993]). *Wohlgeordnete Freiheit. Immanuel Kants Rechts- und Staatsphilosophie*, Frankfurt a. M.: Suhrkamp.
- Kluckhohn, Paul. (1966). *Die Auffassung der Liebe in der Literatur des 18. Jahrhunderts und in der deutschen Romantik*. Tübingen: Max Niemeyer Verlag.
- Kucklick, Christoph. (2008). *Das unmoralische Geschlecht. Zur Geburt der Negativen Andrologie*. Frankfurt. a. M: Suhrkamp.
- Kuster, Friederike. (2011). „Verdinglichung und Menschenwürde. Kants Eherecht und das Recht der häuslichen Gemeinschaft“, *Kant-Studien*, 102, 335-349.
- Kuster, Friederike. (2019). *Philosophische Geschlechtertheorien zur Einführung*, Hamburg: Junius.
- Lange, Sigrid. (1992). *Ob die Weiber Menschen sind. Geschlechterdebatten um 1800*, Leipzig: Reclam.
- Nussbaum, Martha. (1999). "Objectification", *Philosophy and Public Affairs*, 24(4), 249-291.
- Mendus, Susan. (1992). "Kant: "An honest but narrow-minded bourgeois"?", in H. Williams (ed.). *Essays on Kant's Political Philosophy*, Cardiff: University of Wales Press, 166-90.
- Papadaki, Lina. (2007). "Sexual Objectification: From Kant to Contemporary Feminism", *Contemporary Political Theory*, 6, 3, 330-348.
- (2010). "Kantian Marriage and Beyond: Why It Is Worth Thinking about Kant on Marriage", *Hypatia*, 25, 2, 276-294.
- Papadaki, Evangelia (Lina). (2021[first published in 2010, substantive revision on December 16, 2019]). "Feminist Perspective on Objectification", *Stanford Encyclopedia of Philosophy*, Stanford: The Metaphysics Research Lab Center for the Study of Language and Information Stanford University, 1-38.
- Pateman, Carole. (1988). *The Sexual Consent*, Cambridge: Polity Press. (中村敏子訳『社会契約と性契約——近代国家はいかに成立したのか』、岩波書店、2017)
- Schiebinger, Londa. (1989). *The Mind Has No Sex? Women in the Origins of Modern Science*, Cambridge: Harvard University Press. (小川眞里子・藤岡伸子・家田貴子訳『科学史から消された女性たち——アカデミー下の知と創造性』、工作舎、1992)
- Schwab, Dieter. (2005). „Jena und die Entdeckung der romantischen Ehe“, *Zeitschrift für Neuere Rechtsgeschichte*, 27, 177-188.
- Schroeder, Hannelore. (1997). "Kant's Practical Order", in R. M. Schott (ed.), *Feminist Interpretations of Immanuel Kant*, University Park, Pa.: Pennsylvania State University Press, 275-296.
- Smith, Molly/Mac, Juno. (2018). *Revolting Prostitutes: The Fight for Sex Workers' Rights*, London/New York: Verso.
- Soble, Alan. (2001). "Sexual Use and What Do about It: Internalist and Externalist Sexual Ethics", *Essays in Philosophy*, 2, 2, 37-53.
- (2003). "Kant and Sexual Perversion", in *The Monist*, 86.1, Perversion, 55-89.

- (2008). “Sexual Use”, in R. Halwani, A. Soble, S. Hoffman, J. M. Held (eds.), *The Philosophy of Sex: Contemporary Readings*, 5th edition, Lanham/Boulder/New York/London: Rowman & Littlefield, 259-88.
- Sticker, M. (2020). “The Case against Different-Sex Marriage in Kant”, *Kantian Review*, 25, 3, 441-464.
- Vogel, Ursula. (1997). „Gleichheit und Herrschaft in der ehelichen Vertragsgesellschaft – Widersprüche der Aufklärung“, in U. Gerhard (ed.), *Frauen in der Geschichte des Rechts. Von der frühen Neuzeit bis zur Gegenwart*, München: C. H. Beck, 265-292.
- Walz, Gustav Adolf. (1928). *Die Staatsidee des Rationalismus und der Romantik und die Staatsphilosophie Fichtes*. Berlin: Dr. Walther Rothschild.
- Weber, Marianne. (1907). *Ehefrau und Mutter in der Rechtsentwicklung. Eine Einführung*, Tübingen: J. C. B. Mohr.
- Weber-Will, Susanne (1997). „Die rechtliche Stellung der Frau im Privatrecht des preußischen Allgemeinen Landrechts von 1794“, in U. Gerhard (ed.), *Frauen in der Geschichte des Rechts. Von der frühen Neuzeit bis zur Gegenwart*, München: C.H.Beck, 90-109.
- Wolff, Christian. (1754). *Grundsätze des Natur- und Völkerrechts*. Halle: Renger.

Divisions among Women and the Marriage: Concubinage and Prostitution in Kant and Fichte

Yuka OKAZAKI

In this article, I explore the accounts of marriage, concubinage, and prostitution given by Kant in his *The Metaphysics of Morals* and *Lectures on Ethics* and by Fichte in his *Foundations of Natural Right*. Both Kant's and Fichte's accounts of marriage have been analyzed from the feminist perspective, beginning with Marianne Weber's work in 1907. Many of these feminist analyses, however, have been so devoted to criticizing Fichte's views about marriage and gender that they have overlooked what his views about concubinage and prostitution entail when he argues for the concept of marriage. Similarly, Kant's views about marriage and gender have been the target of fierce criticisms by contemporary feminist thinkers. However, drawing on Kant's philosophy, some anti-prostitution feminist thinkers morally condemn prostitution. As a result, the problem of how Kant's and Fichte's discourses contribute to divisions among women has been disregarded. This paper aims to show how Kant and Fichte, regardless of their intention, discursively produce divisions among women. The argument of this paper proceeds as follows. First, to summarize Kant's views on sexual impulse, in Kant's words *Geschlechtsneigung*, and show how and why he criminalizes concubinage and prostitution, I analyze the discussion on the duty to oneself in his *Lectures on Ethics* in the mid-1770s (Section 1). Next, through a close reading of the "Casuistical Questions" in Part II of his *Metaphysics of Morals*, *Tugendlehre*, I show Kant's view about whether engaging in sex in marriage is permissive when a married couple can engage in sex without taking account of the possibility of procreation, that is, when they know that procreation is not possible (Section 2). Furthermore, I show how Fichte in his *Foundations of Natural Right* defines the natures of women and men and then deduces from his definition of sexes the necessity of marriage (Section 3). Finally, I demonstrate how Fichte defines concubinage and prostitution in his theory of marriage (Section 4). I conclude that in the Kantian framework engaging sex only for the sake of sexual pleasure, even in marriage, can be morally impermissible. I also argue that a woman's consent to her absolute and infinite subordination, which Fichte requires for a just marriage, cannot be based on her free will.